

伊賀市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月6日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第44号

伊賀市会計規則の一部を改正する規則

伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項中「掲げる現金」を「定める現金」に改め、同項第1号中「市場、組合その他」を「市場等」に改め、同項第7号中「よる証明書等交付手数料」を「よる証明書等交付事務委託手数料」に改め、同項第8号中「書籍販売取扱手数料」を「書籍販売取扱手数料 当該書籍の販売に係る収入金」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 指定納付受託者に納付させる歳入等（法第231条の2の2に規定する歳入等をいう。）

の取扱手数料 当該歳入等に係る収入金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月20日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第45号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年伊賀市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1 職別標準基準表行政職Eの項中「市民病院社会福祉士」の次に「、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。